

様式第 1 号（第 4 関係）

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月3日

岩手県立産業技術短期大学校長 千葉 則茂

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立産業技術短期大学校水沢校学生寮給食業務
- (2) 履行場所 岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2
- (3) 履行期間 令和2年 4 月 1 日～令和3年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容 調理、盛り付け、配膳、下げ膳、食器類の洗浄、厨房・食堂の清掃及び整理整頓、献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収、並びにその他これらの業務に付帯する業務

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年 3 月 24 日(火曜) 午前 10 時 00 分
- (2) 場所
岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2
岩手県立産業技術短期大学校水沢校 3 階会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業許可を有する者であること。
- (3) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和 31 年法律第 157 号)に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去 5 年以内に 2 年以上の契約実績を有していること。

- (4) 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)に規定する栄養士の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
- (5) 調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)に規定する調理師の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者を 1 名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (6) 申請書等の提出月日(以下「資格確認日」という。)から起算して過去 2 年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (7) 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (10) 岩手県県税条例(昭和 29 年条例第 22 号)第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者(岩手県立産業技術短期大学校水沢校出納員)に入札日に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後に、落札者を除く当該入札参加者又はその代理人に還付するので、入札保証金の受領に当たっては、入札保証金受領書(収入印紙貼付)を提出すること。
なお、落札者については、契約締結後に請求書の提出を受けて、口座払いにより還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県公式ホームページ(※)で配付する一般競争入札参加申請書(様式第 1 号)に、次

の関係書類を添えて、令和2年3月16日(月曜)午後5時までに10に示す照会先に1部提出すること。

ア 契約実績届出書(様式第2号)

イ 技術者経歴書(様式第3号)

ウ 食中毒等の事故に関する申告書(様式第4号)

エ 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第5号)

オ 食品衛生法による営業許可書の写し

カ 生産物賠償責任保険証書の写し

キ 商業登記簿謄本の写し(個人の場合は営業証明書の写し)

ク アに記載した契約実績を確認できる書類(契約書、仕様書等の写し)

ケ 納税証明書(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(昭和29年条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。)

(2) 申請書、関係書類等を審査し、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和2年3月18日(水曜)までに入札参加希望者にファクスにより通知する。

※ 岩手県公式ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>

(3) 提出された申請書等は返却しない。

6 入札説明書の配付

入札説明書は、岩手県公式ホームページで配付する。

7 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、書面(様式任意。ファクスによる提出可)により令和2年3月16日(月曜)午後5時までに、10に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和2年3月18日(水曜)までにファクスにより送信する。

8 入札の方法

(1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 郵送やファクス等による入札書の提出は認めない。

9 その他

- (1) 調達手続きの停止 令和2年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (3) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、参加資格を認めないことがある。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (6) その他入札の詳細については一般競争入札説明書に示すとおりとする。

10 照会先

岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2

電話 0197-22-4422 ファクス 0197-23-6189